



# 鳥取県公報

平成13年 8月31日(金)  
号外第95号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(58)(職員課).....	2
	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(59)(＃).....	4

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 本庁に関する事項(第9条関係)
  - (1) 福祉保健部福祉保健課の所掌事務に福祉人材研修センターに関するものを加えることとした。
  - (2) 福祉保健部長寿社会課の所掌事務から介護実習普及センターに関するものを削ることとした。
- 2 地方機関に関する事項(第38条の5、第38条の6、第49条の2、第49条の3関係)
  - (1) 福祉保健部の所管に属する機関に鳥取県立福祉人材研修センターを加えることとした。
  - (2) 福祉保健部の所管に属する機関から鳥取県立介護実習普及センターを削ることとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、平成13年9月3日から施行することとした。

### 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

- 1 条例の新設に伴う改正
  - (1) 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務について、利用の許可を福祉保健課長の専決事項とする等その事務処理権限の区分を定めることとした。
  - (2) 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例に基づく知事の権限に属する事務について、特定保管の届出の受理を保健所長の委任決裁事項とする等その事務処理権限の区分を定めることとした。
- 2 法令の新設に伴う改正
 

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく知事の権限に属する事務について、処理計画の決定を知事決裁事項とする等その事務処理権限の区分を定めることとした。
- 3 法令の改正に伴う改正
 

都市計画法に基づく知事の権限に属する事務について、準都市計画区域の指定の同意を土木部長の専決事項とする等その事務処理権限の区分について所要の改正を行うこととした。
- 4 その他
 

所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日
 

この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)は平成13年9月3日から、1の(2)は平成13年10月1日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第58号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第3節 略 第4節 福祉保健部の所管に属する機関 第1款～第1款の3 略 第1款の4 <u>福祉人材研修センター（第38条の5</u> <u>・第38条の6）</u> 第2款～第6款 略  第7款～第19款 略 第5節～第10節 略 第5章 略 附則  （福祉保健部各課の所掌事務） 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉保健課 (1)～(20) 略 (21) <u>福祉人材研修センターに関すること。</u>	目次 第1章～第3章 略 第4章 地方機関 第1節～第3節 略 第4節 福祉保健部の所管に属する機関 第1款～第1款の3 略  第2款～第6款 略 第6款の2 <u>介護実習普及センター（第49条の2</u> <u>・第49条の3）</u> 第7款～第19款 略 第5節～第10節 略 第5章 略 附則  （福祉保健部各課の所掌事務） 第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉保健課 (1)～(20) 略

(22) 略

(23) 略

障害福祉課 略

長寿社会課

(1)~(9) 略

子育て支援課~健康対策課 略

(内部組織)

第38条の4 略

第1款の4 福祉人材研修センター

(名称及び位置)

第38条の5 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第11号)第2条の規定により設置された福祉人材研修センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立福祉人材研修センター	鳥取市

(所掌事務)

第38条の6 福祉人材研修センターは、社会福祉にかかわる人材の育成を行うとともに、県民の社会福祉に対する理解と参加の促進を図るための事務を所掌する。

(21) 略

(22) 略

障害福祉課 略

長寿社会課

(1)~(9) 略

(10) 介護実習普及センターに関すること。

子育て支援課~健康対策課 略

(内部組織)

第38条の4 略

第6款の2 介護実習普及センター

(名称及び位置)

第49条の2 鳥取県立介護実習普及センターの設置及び管理に関する条例(平成5年10月鳥取県条例第26号)第2条の規定により設置された介護実習普及センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
鳥取県立介護実習普及センター	鳥取市

(所掌事務)

第49条の3 介護実習普及センターは、高齢者の介護に関する県民の意識及び能力の向上並びに福祉用具の普及を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 高齢者の介護に関する意識の啓発に関すること。

(2) 高齢者の介護に関する知識及び技術の普及に関すること。

(3) 福祉用具の普及に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の介護に関



- 十六 略
- 十七 略
- 十八 略
- 十九 略
- 二十 略
- 二十一 略
- 二十二 略
- 二十三 略
- 二十四 略
- 二十五 略
- 二十六 略
- 二十七 略
- 二十八 略
- 二十九 略
- 三十 略
- 三十一 略
- 三十二 略
- 三十三 略
- 三十四 略
- 三十五 略
- 三十六 略
- 三十七 略
- 三十八 略

- 十五 略
- 十六 略
- 十七 略
- 十八 略
- 十九 略
- 二十 略
- 二十一 略
- 二十二 略
- 二十三 略
- 二十四 略
- 二十五 略
- 二十六 略
- 二十七 略
- 二十八 略
- 二十九 略
- 三十 略
- 三十一 略
- 三十二 略
- 三十三 略
- 三十四 略
- 三十五 略
- 三十六 略
- 三十七 略

略

略

循環型社会推進課		一一七 略						
八	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第7条第1項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の決定					
		2	同法第7条第3項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表					
		3	同法第8条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況に関する届出の受理					保健所長
		4	同法第9条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表					
		5	同法第12条第2項の規定による事業者の地位の承継に係る届出の受理					保健所長
		6	同法第14条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のための指導及び助言					保健所長
		7	同法第16条第1項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等の命令					保健所長
		8	同法第17条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に関する報告の徴収					保健所長
		9	同法第18条第1項の規定による事務所等への立入検査又はポリ塩化ビフェニル廃棄物を取去させること					保健所長
九	鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例	1	同条例第8条第1項の規定による特定保管の届出の受理					保健所長
		2	同条例第8条第2項の規定による特定					保健所長

循環型社会推進課		一一七 略						
----------	--	-------	--	--	--	--	--	--



<p>区域内において行うものに係るもの イ 同法第34条第9号に該当する開発行為でその規模が5,000平方メートル未満のもの ロ 同法第34条第10号ロに該当する開発行為でその規模が1ヘクタール未満のもの ハ イ及びロ以外のもの</p>										<p>土木事務所 所長</p>
<p>16の2 同法第29条第2項の規定による都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内における開発行為の許可のうちに掲げるもの (一) その規模が10ヘクタール以上のものに係るもの (二) その規模が1ヘクタール以上10ヘクタール未満のものに係るもの</p>										
<p>17 略</p>										
<p>17の2 同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ又は16の2の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの (三) 16の(三)の(2)のハの許可に係るもの</p>				<p>土木事務所 所長 日野総合事務所 土整備局長</p>						<p>土木事務所 所長</p>
<p>17の3 同法第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出の受理 (一) 16の(一)、(二)若しくは(三)の(2)のロ若しくはハ又は16の2の許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの</p>				<p>土木事務所 所長 日野総合事務所 土整備局長</p>						<p>土木事務所 所長</p>
<p>17の4 同法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了の届出の受理</p>				<p>土木事務所 所長 日野総合事務所 土整備局長</p>						<p>土木事務所 所長</p>
<p>18 同法第36条第2項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査及び検査済証の交付</p>				<p>土木事務所 所長 日野総合事務所 土整備局長</p>						<p>土木事務所 所長</p>
<p>区域内において行うものに係るもの イ 同法第34条第9号に該当する開発行為でその規模が5,000平方メートル未満のもの ロ 同法第34条第10号ロに該当する開発行為でその規模が1ヘクタール未満のもの ハ イ及びロ以外のもの</p>										<p>土木事務所 所長</p>
<p>17の2 同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 (一) 16の(一)、(二)又は(三)の(2)のロの許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの (三) 16の(三)の(2)のハの許可に係るもの</p>										<p>土木事務所 所長</p>
<p>17 略</p>										
<p>17の2 同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可 (一) 16の(一)、(二)又は(三)の(2)のロの許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの (三) 16の(三)の(2)のハの許可に係るもの</p>										<p>土木事務所 所長</p>
<p>17の3 同法第35条の2第3項の規定による開発行為の軽微な変更の届出の受理 (一) 16の(一)、(二)又は(三)の(2)のロ若しくはハの許可に係るもの (二) 16の(三)の(1)又は(2)のイの許可に係るもの</p>										<p>土木事務所 所長</p>
<p>17の4 同法第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了の届出の受理</p>										<p>土木事務所 所長</p>
<p>18 同法第36条第2項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発行為に関する工事の完了の検査及び検査済証の交付</p>										<p>土木事務所 所長</p>



<p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口若しく は八又は16の2の 許可に係るもの</p> <p>(二) 16の(三)の (1)又は(2)のイ の許可に係るもの</p>										<p>土木事務 所長 日野総合 事務所県 土整備局 長</p>
<p>25 同法第46条による 開発登録簿の調製及 び保管</p> <p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口若しく は八又は16の2の 許可に係るもの</p> <p>(二) 16の(三)の (1)又は(2)のイ の許可に係るもの</p>										<p>土木事務 所長 日野総合 事務所県 土整備局 長</p>
<p>25の2 同法第47条第 5項の規定による開 発登録簿の間覧及び 写しの交付</p> <p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口若しく は八又は16の2の 許可に係るもの</p> <p>(二) 16の(三)の (1)又は(2)のイ の許可に係るもの</p>										<p>土木事務 所長 日野総合 事務所県 土整備局 長</p>
<p>26～51 略</p>										
<p>52 同法第80条第1項 の規定による報告及 び資料の提出の要求 並びに必要な勧告及 び助言</p> <p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口、16の 2、21、22、23の (三)、30の(一)、 39、44又は45の許 可等に係るもの</p> <p>(二) 13、16の(三) の(2)の八、23の (一)、25の(一)又 は37の許可等に係 るもの</p> <p>(三) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ、18、20、23 の(二)、24、25の (二)、26、30の (二)又は46の許可 等に係るもの</p>										<p>土木事務 所長 日野総合 事務所県 土整備局 長</p>
<p>53 同法第81条第1項 及び第2項の規定に よる許可等の取消し、 変更等の監督処分</p>										
<p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口若しく は八又は55の(一) 若しくは(二)の許 可に係るもの</p> <p>(二) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ又は55の(三) の許可に係るもの</p>										<p>土木事務 所長</p>
<p>25の2 同法第46条 (同法附則第5項に おいて準用する場合 を含む。)の規定に よる開発登録簿の調 製及び保管</p> <p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口若しく は八又は55の(一) 若しくは(二)の許 可に係るもの</p> <p>(二) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ又は55の(三) の許可に係るもの</p>										<p>土木事務 所長</p>
<p>25の3 同法第47条第 5項(同法附則第5 項において準用する 場合を含む。)の規 定による開発登録簿 の間覧及び写しの交 付</p> <p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口若しく は八又は55の(一) 若しくは(二)の許 可に係るもの</p> <p>(二) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ又は55の(三) の許可に係るもの</p>										<p>土木事務 所長</p>
<p>26～51 略</p>										
<p>52 同法第80条第1項 の規定による報告及 び資料の提出の要求 並びに必要な勧告及 び助言</p> <p>(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)の口、21、 22、23の(三)、30 の(一)、39、44、 45又は55の(一)の 許可等に係るもの</p> <p>(二) 13、16の(三) の(2)の八、23の (一)、25の(一)、 37又は55の(二)の 許可等に係るもの</p> <p>(三) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ、18、20、23 の(二)、24、25の (二)、26、30の (二)、46又は55の (三)の許可等に係 るもの</p>										<p>土木事務 所長</p>
<p>53 同法第81条第1項 及び第2項の規定に よる許可等の取消し、 変更等の監督処分</p>										

	(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ、16の 2、21、22、23の (三)、30の(一)、 39、44又は45の許 可等に係るもの (二) 13、16の(三) の(2)のハ、23の (一)、25の(一)又 は37の許可等に係 るもの (三) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ、18、20、23 の(二)、24、25の (二)、26、30の (二)又は46の許可 等に係るもの							
	54 同法第82条第1項 の規定による立入検 査 (一) 53の(一)の監 督処分を行うため のもの (二) 53の(二)の監 督処分を行うため のもの (三) 53の(三)の監 督処分を行うため のもの							
一の二 都市 計画法施行 規則(昭和 44年建設省 令第49号) に基づく知 事の権限に 属する事務 (市町村長 に委任した ものを除く。)	1 同令第60条の規定 による書面の交付 (一) 一の16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ若しく はハ又は16の2の 許可に係るもの (二) 一の16の(三) の(1)又は(2)の イの許可に係るも の							
略								
	(一) 16の(一)、 (二)若しくは(三) の(2)のロ、21、 22、23の(三)、30 の(一)、39、44、 45又は55の(一)の 許可等に係るもの (二) 13、16の(三) の(2)のハ、23の (一)、25の(一)、 37又は55の(二)の 許可等に係るもの (三) 16の(三)の (1)若しくは(2) のイ、18、20、23 の(二)、24、25の (二)、26、30の (二)、46又は55の (三)の許可等に係 るもの							
	54 同法第82条第1項 の規定による立入検 査 (一) 53の(一)の監 督処分を行うため のもの (二) 53の(二)の監 督処分を行うため のもの (三) 53の(三)の監 督処分を行うため のもの							
	55 同法附則第4項の 規定による開発行為 の許可 (一) その規模が10 ヘクタール以上の ものに係るもの (二) その規模が1 ヘクタール以上10 ヘクタール未満の ものに係るもの (三) その規模が1 ヘクタール未満の ものに係るもの							
略								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2福祉保健課の項の改正は平成13年9月3日から、同表循環型社会推進課の項に第9号を加える改正は平成13年10月1日から施行する。